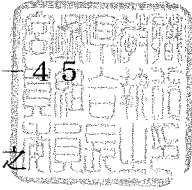
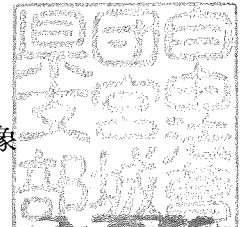


宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代 様
教育委員 各 位

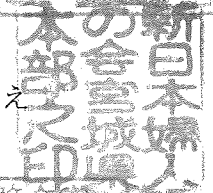
請願者 仙台市青葉区柏木1-2-45
宮城県教職員組合
執行委員長 渡辺 孝之



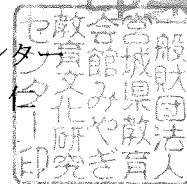
自由法曹団宮城県支部
支部長 小野寺 義象



新日本婦人の会宮城県本部
会長 佐々木 ゆきえ



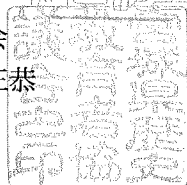
みやぎ教育文化研究センター
所長 菅井 俊



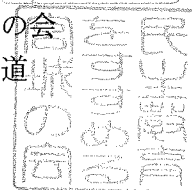
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
執行委員長 高橋 正行



宮城県歴史教育者協議会
会長 永澤 汪恭



民主教育をすすめる宮城の会
代表 太田 直道



2019年度 教科用図書の採択に係る請願

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

平成29年12月20日付けの「教科用図書の採択に係る請願」に対して、平成30年2月27日付けで回答をいただき、更に、平成30年5月11日付けの「『教科用図書の採択に係る請願（回答）』に係る請願」に対して、平成30年8月3日付けで回答をいただきました。

こうした経緯を踏まえて、平成31年度以降の教科用図書の採択にあたって、下記の項目について請

願をいたします。

【 請願項目 】

1. 平成 31 年度以降の教科用図書の採択に関する教育委員会の審議は、公開の場で行うこと。少なくとも、公開か非公開かを決定する際は、平成 29 年 12 月 20 日付けの「教科用図書の採択に係る請願」及び平成 30 年 2 月 27 日付けの回答、平成 30 年 5 月 11 日付けの「『教科用図書の採択に係る請願（回答）』に係る請願」及び平成 30 年 8 月 3 日付けの回答、宮城県情報公開審査会答申第 156 号を資料として全教育委員に配布した上で審議をして決定すること。

【 請願の理由 】

平成 30 年 2 月 27 日の回答（以下、一回目の回答）では、請願項目の「教科用図書の採択に係る教育委員会及び教科用図書選定審議会を公開とすること」に対する【教育委員会】についての回答の中で、次のように述べています。「教科用図書採択にあたっては、これまで、様々な考えを持つ個人や団体等から、自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ、更には採択結果に対する抗議などが全国的に行われ、本県においても同様な事例が見られたことから、率直な意見交換や意志決定の中立性が阻害されることを懸念し、これまでの会議は非公開と決定していたものです。」

そこで、私たちが平成 30 年 5 月 11 日付けの「『教科用図書の採択に係る請願（回答）』に係る請願（以下、二回目の請願）において、宮城県教育委員会があったと主張する「教科用図書採択にあたっては、これまで、様々な考えを持つ個人や団体等から、自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ、更には採択結果に対する抗議」の全国的及び宮城県でもあったという具体的事実を説明するように求めたところ、平成 30 年 8 月 3 日付けの回答（以下、二回目の回答）をいただきました。

1. 宮城県議会議員のインターネットブログでの投稿内容は不当な働きかけなのか

(1) 宮城県教育委員会の主張

この二回目の回答の中で、宮城県教育委員会が、本県での具体的事実として挙げたのは、「平成 27 年 8 月 23 日に、当時現職の宮城県議会議員のインターネットブログにおいて、その議員が「県教委の『歴史を語る資格もない』輩については、情報開示で氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要と断じざるを得ない」と投稿した事実一件のみでした。

しかし、このことは、選挙によって宮城県の県民から選ばれた現職の宮城県議会議員のインターネット上での発言を、宮城県行政当局が、他県での「自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ」「採択結果に対する抗議」の例としてみなしている「火をつけるぞと教育委員が脅された」とか「杉並区の教育委員の自宅にカミソリの刃が送られた」という行為と同列のものとみなしているということになります。

(2) 県教委の主張は宮城県情報審査会答申で否定されている

このインターネット上での議員の発言は、平成 29 年 4 月 25 日付けの宮城県情報公開審査会の答申第 156 号「教科書採択議事録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申し立てについて」（諮問第 210 号）の中で、発言した教育委員の名前を開示した際の具体的現実的危険性として、実施機関（宮城県教育委員会のこと）が取り上げた、「〇〇〇〇の〇〇〇〇〇がインターネットブログで教科書採択に関し、「情報公開で明らかにし、氏名を含めて明らかにし、社会的に追放せざるを得ない」と同じ事例になりますが、この事例について、宮城県情報公開審査会答申では、「このブログの書き込みは、批判的立場から教育委員という『社会的』立場からの追放、すなわち辞任要求を意味すると思われ、これらの記載からは、教育委員の身体や生命、財産に対する危害を加えようとする内容

は読み取れない。」と述べ、審査会としては「不当な働きかけ」とはみなしていないことを明らかにしています。

2. 「様々な働きかけがあっても率直に意見交換するのが教育委員会」

(1) 「教育委員会の議事の透明性」の優先

また、審査会答申では、「教育委員会の議事」は、「専門的な知識、見識を有する教育委員の自由闊達な意見交換を通じて、教育行政に資する意思決定がされることが予定されているものであり、その活動の教育行政に対して持つ重要性は大きく、住民に対する責任は重い。したがって、プライベートに関することを審議するなど、事柄の性質上、議事の非公開が要請される場合を除き、その審議過程も透明なものとすることが求められていると解すべきである。」と述べ、教科書の採択に関する議事について、「多数の教科書の中から使用教科書を採択するという当該事務事業の性質上、採択権者に多種多様な意見が寄せられることが考えられる。しかし、採択について決定権を有する教育委員会の各委員に対しては、そのような状況の中でも率直に意見交換を行い、義務教育にふさわしい教科書を採択することが期待されているというべきである。」と述べ、「教育委員の果たすべき役割」や「教育委員会の議事の透明性の必要性」について明確に述べています。

そして、今回話題としている事例、すなわち、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇がブログに「歴史の極めて明白な事実を捻じ曲げている『歴史教科書』の採択を強行した、二華中と県教委の『歴史を語る資格もない』輩については、情報公開で明らかにし、氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要と断じざるを得ない」との記事が掲載されたことを持って、「発言者が特定された場合、委員個人が様々な圧力や干渉の働きかけの標的となることが原因で萎縮し、率直で自由な意見交換が阻害され、意思決定の中立が損なわれ、将来の教科書採択事務に支障が認められるから、発言者が特定出来る情報は条例第8条第1項第7号に該当する」という教育委員会の主張は、「この1件のみをもって社会通念上受け難い不利益が教育委員個人に与えられる具体的な危険性は確認できないことから、実施機関が主張する今後の教科書採択に係る事務事業の円滑な執行への支障は、抽象的なものに留まる」と退けられました。

(2) 宮城県情報審査会答申で否定されたことを知った上で再度主張する教育委員会の不当性

以上、解説に使用させていただいた宮城県情報公開審査会答申第156号は、平成29年4月25日に出されたもので、平成30年8月3日付けの二回目の回答をしたときには、教育委員会は当然、審査会答申の結果と内容を知っています。にもかかわらず、審査会答申で「不当な働きかけ」に該当しないと判断された事実を、未だに「不当な働きかけ」の唯一の例としていること自体が「不当」であると指摘せざるを得ません。また、そのことは同時に、宮城県では、他には「不当な働きかけ」の例はないというのを自ら明らかにしていることにもなります。

自分たちは非開示にしようとした事案が、情報公開条例、情報公開制度のもとで、情報公開審査会が開示すべきと判断された事案に、実施機関の教育委員会が従わないということが許されて良いのでしょうか。このようなことを許せば、情報公開制度自体がないがしろにされてしまいます。宮城県教育委員会が、情報公開の必要性や意義を軽んじている許しがたい事案であると指摘せざるを得ません。

3. (宮城県教委が不当な働きかけがあったとみなす) 杉並区ですら教育委員会を公開している

更に、二回目の回答では、全国的な「不当な働きかけ」「採択結果に対する抗議」の例として、杉並区のことを挙げていますが、その杉並区では、きちんと「教育委員会の透明性」を優先して公開していることも答申第156号の中で明らかになっています。当該の教育委員会でさえ、不当な？働きかけ

より議事の透明性を優先して、公開としている事案を、当該教育委員会でもない宮城県教育委員会が非公開とする理由とすることも、筋が通らないと言わざるを得ません。これまでも指摘してきたように、仙台市教育委員会は公開の場で審議を行っていると比べて何が違うかという点、教育委員会の「審議の透明性」を重んじる度合いの違い、教育委員会の姿勢の違い以外、何もないことは明白です。

4. 資料を提供し、審議した上で、公開・非公開は判断して下さい

少なくとも、私たちは、宮城県民の立場から、何度も請願を行っています。そして、宮城県情報公開審査会答申第 156 号も出されています。こうした事実を無視し、話題とすることすらなく、議論もせずに非公開とすることは許されないと思います。

私たちの請願とそれに対する回答、宮城県情報公開審査会答申第 156 号を、きちんと教育委員に示し、資料として配付した上で、会議の公開・非公開を判断していただきたいと思います。